

国立大学法人東京農工大学職員の昇給に関する細則の一部を改正する細則

国立大学法人東京農工大学職員の昇給に関する細則（18細則第19号）の一部を次のとおり改正する。

| 現行 | 改正後 | 備考 |
|--|---|----|
| <p>国立大学法人東京農工大学職員の昇給に関する細則</p> <p>平成18年3月27日 18細則第19号</p> <p>第1条・第2条 略</p> <p>（特定職員の昇給区分及び昇給の号俸数）</p> <p>第3条 <u>給与規程第17条第2項第2号に掲げる職員（以下「特定職員」という。）を給与規程第17条第1項の規定による昇給をさせる場合の号俸数は、当該特定職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下この条において「昇給区分」という。）に応じて別表第1に定める特定職員昇給号俸数表に定める号俸数とする。この場合において、昇給区分をEに決定された特定職員は、昇給しない。</u></p> <p>2 <u>特定職員の昇給区分は、前条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該特定職員が次の各号に掲げる特定職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。この場合において、第4号又は第5号に掲げる特定職員に該当するか否かの判断は、別に定めるところにより行うものとする。</u></p> <p>一 勤務成績が極めて良好である<u>特定職員</u> A 二 勤務成績が特に良好である<u>特定職員</u> B 三 勤務成績が良好である<u>特定職員</u> C 四 勤務成績がやや良好でない<u>特定職員</u> D 五 勤務成績が良好でない<u>特定職員</u> E</p> <p>3 次の各号に掲げる<u>特定職員</u>の昇給区分は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。</p> <p>一 人事院の定める事由(平成18年2月1日付け給実甲第1012号第37条関係第5項を準用した場合に該当する事由をいう。次号において同じ。)以外の事由によって昇給日前1年間(当該期間の中途において新たに職員となった<u>特定職員</u>にあっては、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間。次号において「基準期間」という。)の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない<u>特定職員</u>(前項第5号に<u>該当する特定職員</u>及び次号に掲げる<u>特定職員</u>を除く。) D</p> | <p>第1条・第2条 略</p> <p>（昇給区分及び昇給の号俸数）</p> <p>（削除）</p> <p>第3条 <u>職員の勤務成績に応じて決定される昇給区分（以下「昇給区分」という。）は、前条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。この場合において、第4号又は第5号に掲げる職員に該当するか否かの判断は、別に定めるところにより行うものとする。</u></p> <p>一 勤務成績が極めて良好である<u>職員</u> A 二 勤務成績が特に良好である<u>職員</u> B 三 勤務成績が良好である<u>職員</u> C 四 勤務成績がやや良好でない<u>職員</u> D 五 勤務成績が良好でない<u>職員</u> E</p> <p>2 次の各号に掲げる<u>職員</u>の昇給区分は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。</p> <p>一 人事院の定める事由(平成18年2月1日付け給実甲第1012号第37条関係第5項を準用した場合に該当する事由をいう。次号において同じ。)以外の事由によって昇給日前1年間(当該期間の中途において新たに職員となった者にあっては、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間。次号において「基準期間」という。)の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない<u>職員</u>(前項第5号に掲げる<u>職員</u>に<u>該当する職員</u>及び次号に掲げる</p> | |

| | | |
|---|--|--|
| <p>二 人事院の定める事由以外の事由によって基準期間の2分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない<u>特定職員</u> E</p> <p>4 前項の規定により昇給区分を決定することとした場合に昇給区分がD又はEとなる<u>特定職員</u>について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不適当であると学長が認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該昇給区分より上位の昇給区分(A及びBの昇給区分を除く。)に決定することができる。</p> <p>5 前3項の規定により昇給区分を決定する<u>特定職員</u>の総数に占めるA又はBの昇給区分に決定する<u>特定職員</u>の数の割合は、学長が定める割合に概ね合致していなければならない。</p> <p>6 前年の昇給日後に新たに職員となった<u>特定職員</u>又は同日後に人事院規則9-8第23条第3項、第26条第2項(第28条において準用する場合を含む。)若しくは第43条の規定に相当する異動により号俸を決定された<u>特定職員</u>の昇給の号俸数は、<u>第1項</u>の規定にかかわらず、同項の規定による号俸数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号俸を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数(1月未満の端数があるときは、これを1月とする。)を12月で除した数を乗じて得た数(1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に相当する号俸数とする。この場合において、この項の規定による号俸数が0となる<u>特定職員</u>は、昇給しない。</p> <p>7 <u>第1項</u>又は前項の規定による昇給の号俸数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号俸の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号俸(当該昇給日において職務の級を異にする異動又は人事院規則9-8第25条の規定に相当する異動をした<u>特定職員</u>にあっては、当該異動後の号俸)の号数を減じて得た数に相当する号俸数を超えることとなる<u>特定職員</u>の昇給の号俸数は、<u>第1項</u>及び前項の規定にかかわらず、当該相当する号俸数とする。</p> <p>8 一の昇給日において<u>第2項</u>の規定により昇給区分をA又はBに決定する<u>特定職員</u>の昇給の号俸数の合計は、<u>特定職員</u>の数、第5項に定める割合等を考慮して学長が定める号俸数を超えてはならない。 (<u>特定職員以外の職員の昇給の号俸数</u>)</p> <p><u>第4条</u> <u>特定職員以外の職員を給与規程第17条第1項の規定による昇給をさせる場合の昇給の号俸数の基準については、当分の間、別に定める。</u></p> | <p><u>職員を除く。)</u> D</p> <p>二 人事院の定める事由以外の事由によって基準期間の2分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員 E</p> <p>3 前項の規定により昇給区分を決定することとなる職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不適当であると学長が認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該昇給区分より上位の昇給区分(A及びBの昇給区分を除く。)に決定することができる。</p> <p>4 前3項の規定により昇給区分を決定する職員の総数に占めるA又はBの昇給区分に決定する<u>職員</u>の数の割合は、学長が定める割合におおむね合致していなければならない。</p> <p>5 <u>給与規程第17条第2項の規定による昇給の号俸数は、昇給区分に応じて別表に定める昇給号俸数表に定める号俸数とする。</u></p> <p>6 前年の昇給日後に新たに職員となった者又は同日後に人事院規則9-8第23条第3項、第26条第2項(第28条において準用する場合を含む。)若しくは第43条の規定に相当する異動により号俸を決定された者の昇給の号俸数は、<u>前項</u>の規定にかかわらず、同項の規定による号俸数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号俸を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数(1月未満の端数があるときは、これを1月とする。)を12月で除した数を乗じて得た数(1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に相当する号俸数とする。</p> <p>7 <u>前2項の規定による号俸数が0となる職員は、昇給しない。</u></p> <p>8 <u>第5項</u>又は<u>第6項</u>の規定による昇給の号俸数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号俸の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号俸(当該昇給日において職務の級を異にする異動又は人事院規則9-8第25条の規定に相当する異動をした職員にあっては、当該異動後の号俸)の号数を減じて得た数に相当する号俸数を超えることとなる<u>職員</u>の昇給の号俸数は、<u>第5項</u>及び<u>第6項</u>の規定にかかわらず、当該相当する号俸数とする。</p> <p>9 一の昇給日において<u>第1項</u>の規定により昇給区分をA又はBに決定する<u>職員</u>の昇給の号俸数の合計は、<u>職員</u>の数、<u>第4項</u>に定める割合等を考慮して学長が定める号俸数を超えてはならない。</p> <p><u>第4条</u> <u>削除</u></p> | |
|---|--|--|

第5条 略

附 則

1.2 略

(平成19年1月2日から平成22年1月1日までの間における特定職員の昇給の号俸数の特例)

3 平成19年1月2日から平成22年1月1日までの間における細則第3条第1項の規定の適用については、同項中「定める号俸数」とあるのは「定める号俸数に相当する数から1を減じて得た数に相当する号俸数」と、「E」とあるのは「E(給与規程第17条第3項の規定の適用を受ける特定職員にあっては、D又はE)」とする。

4から8 略

別表 特定職員昇給号俸数表(第3条関係)

| 昇給区分 | A | B | C | D |
|--------|-------|-----|-----|-----|
| 昇給の号俸数 | 8号俸以上 | 6号俸 | 3号俸 | 2号俸 |
| | 4号俸以上 | 3号俸 | 2号俸 | 1号俸 |

備考

この表に定める上段の号俸数は給与規程第17条第3項の規定の適用を受ける職員以外の職員に、下段の号俸数は同項の規定の適用を受ける職員に適用する。

第5条 略

附 則

1.2 略

(平成19年1月2日から平成22年1月1日までの間における昇給の号俸数の特例)

3 平成19年1月2日から平成22年1月1日までの間における細則第3条第5項の規定の適用については、同項中「定める号俸数」とあるのは「定める号俸数に相当する数から1を減じて得た数に相当する号俸数(当該号俸数が負となるときは、0)」とする。

4から8 略

別表 昇給号俸数表(第3条関係)

| 昇給区分 | A | B | C | D | E |
|--------|-----|---|-------------------------------|---|---|
| 昇給の号俸数 | 8以上 | 6 | 4(給与規程第17条第2項各号に掲げる職員にあっては、3) | 2 | 0 |
| | 4以上 | 3 | 2 | 1 | 0 |

備考

この表に定める上段の号俸数は給与規程第17条第3項の規定の適用を受ける職員以外の職員に、下段の号俸数は同項の規定の適用を受ける職員に適用する。

附 則 (19細則第2号)

この細則は、平成19年4月1日から施行する。